

訪 問 介 護 ・ 介 護 予 防 訪 問 介 護 相 当 サ ー ビ ス

重 要 事 項 説 明 書

＜平成30年4月1日現在＞

1. 事業所(本巣市ヘルパーステーションもとす)が提供するサービスに関する相談窓口

電話番号 0581-34-2944 (代表)

相談時間 午前8時30分～午後5時15分

但し、年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

担 当 ()

※ ご不明な点があれば、何でもお尋ねください。

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	本巣市ヘルパーステーションもとす	ねお
所在地	岐阜県本巣市曾井中島1170番地6	根尾門脇522番地
介護保険指定番号	訪問介護 (岐阜県 2173400231号)	
サービスの提供地域	本巣市・北方町・大野町・瑞穂市・岐阜市 (但し介護予防訪問介護相当サービス事業は本巣市、北方町及び瑞穂市とする。)	

※上記以外の地域の方でも、サービスをご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	資格	もとす		ねお		業務内容	計
		常勤	非常勤	常勤	非常勤		
管理者 兼サービス提供 責任者	介護福祉士	1名				職員の管理 訪問介護	1名
サービス提供 責任者	介護福祉士	2名				提供責任者 訪問介護	2名
訪問介護員	介護福祉士		3名			訪問介護	9名
	1～2級 修了者		3名		3名	訪問介護	

(3) サービスの提供時間

月曜日～土曜日 但し年末年始(12月29日～1月3日)は除く

午前8時～午後6時

3. サービスの内容

(1) 身体介護

◇食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位交換・通院等の介助等
(おむつ交換・衣類着脱の介助・洗髪・保清・体位交換・シーツ交換
移動介助・与薬(服薬介助)・検温等)

(2) 生活援助

◇買い物・調理・掃除・洗濯等（関係機関との連絡、病院への薬取りなど）

(3) 身体生活

◇身体介護と生活援助を合わせたサービス

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割又は2割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービスは全額自己負担となります。

◇ 利用料金設定の時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間帯を基準とします。

◇ やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

(2) キャンセル

キャンセルが必要となった場合は、サービス提供の前日の17時迄にご連絡下さい

（もとす 電話0581-34-2944 090-7048-0689）

（ね お 電話0581-38-3135 090-5605-2932）

当日のキャンセルは、サービス対価の半額を頂きます。（緊急事態を除く）

（要支援の方は、キャンセル料は発生しません）

(3) その他

①利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者ご負担になります。

②事業者は、当月の料金の合計額を通知書に明細を付して、翌月15日以降に利用者に送付します。

③利用者は、当月の料金の合計額を翌々月10日までに（口座自動引き落としの方法で）支払います。

④事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

⑤事業所は、サービス提供困難時や、安全性確保のために気象状況の変化による警報発令・暴風雨・豪雪などで危険を伴う場合、予定の訪問を調整させて頂くことがあります。

⑥利用者が、感染症（インフルエンザ等）に掛かった場合はご連絡下さい。予定の訪問を調整させていただくことがあります。

⑦サービスの提供地域以外の利用者は、距離に応じた交通費のご負担があります。
事業所の事業実施地域を超えたところから1キロメートル当たり50円

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を結び、訪問介護計画、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づいたサービスの提供を開始します。

*居宅介護サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、書面でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了する場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

- ・介護保健施設に入所した場合
- ・要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

④その他

- ・正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は書面で解約を通知することによって、サービスを中止することができます。
- ・利用者がサービス利用料の支払いが3ヶ月以上遅延したり、利用者やご家族等が当事業所の訪問介護員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、書面で通知することにより直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

日常生活を営むために支障がある要介護者に対して、訪問介護員を派遣し要介護者の日常生活の世話をを行い、健全で安らかな生活を営むことができるよう援助します。

居宅介護支援事業者、保健・医療・福祉サービス提供機関等との親密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(2) サービス利用に関すること

事 項	有 無	備 考
訪問介護員の変更	○	当事業所の都合により、介護員が交代することがあります。サービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします
訪問介護員の研修	○	もとすホームヘルパー協議会研修参加、その他各種研修の参加を実施しています
個別援助計画の作成	○	相互の確認をします
その他	○	当事業所のやむを得ない理由でサービス提供を終了させて頂く場合、1ヶ月前に文書で通知します

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族・親戚、居宅介護支援事業所へ連絡をいたします。

緊急 連絡先	主治医	病院・医院名
		主治医氏名・電話 TEL
	ご家族	住所
		氏名
		電話番号
	親戚	住所
氏名		
電話番号		

8. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 訪問介護に関する相談、要望、苦情を承ります。

本巣市ヘルパーステーションもとす
本巣市曾井中島1170番地6
電話 0581-34-2944

担当者 小野島 昌子

(2) 当事業所の業務に関する苦情

本巣市社会福祉協議会
本巣市下真桑1199番地1
電話 058-324-8989

担当者 事務局長 岡崎 誠

(3) その他

当事業所以外に、下記でも相談、苦情を伝えることができます。

もとす広域連合 介護保険課 本巣市宗慶365番地
電話 058-320-2266

9. 利用者及び家族の個人情報の保護について

(1) 使用目的

- ①介護サービスの提供
- ②訪問介護計画・介護予防訪問介護相当サービス計画を立案し円滑にサービスが提供される為のサービス担当者会議での情報提供
- ③介護支援専門員とサービス事業者との連絡調整
- ④他の居宅サービス事業者からの照会、居宅介護支援事業所（包括支援センター等含む）からの照会
- ⑤行政機関への相談又は届け出等
- ⑥医療機関、主治医との連携
- ⑦介護保険請求の為の事務関係
- ⑧賠償責任保険等に係わる保険会社等への相談や届け出等
- ⑨その他サービス提供に関して必要がある時

(2) 使用する条件

- ①必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外に漏れることがないように注意いたします。
- ②個人情報を使用した場合、その内容や提供した相手について記録しておきます。

*「個人情報」とは、本人、個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るもの。

(3) 使用する期間

平成 年 月 日からサービスを提供している期間

契約をする場合は、以下の確認をすること

平成 年 月 日

訪問介護の提供にあたり、利用者及び代理人に対して、契約書及び本書に基づいて重要な事項を説明しました。

《事業所》

所在地 〒501-1205
本巢市曾井中島1170番地6

名称 本巢市ヘルパーステーションもとす

説明者 所属 社会福祉法人 本巢市社会福祉協議会
本巢市ヘルパーステーションもとす

氏名 _____ (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

《利用者》

住所 本巢市 _____

氏名 _____ (印)

《家族・代理人》利用者本人が署名できない場合の代筆者

住所 _____

氏名 _____ (印)

利用者との関係 _____

《個人情報保護に関する家族の同意》

住所 _____

氏名 _____ (印)